

(案)

徳島県食育推進計画(第5次)

すこ だ ち
「健やか・だんらん・地産地消」
徳島 す・だ・ち 大作戦



令和8年〇月
徳島県

目 次

第1章 計画の基本的事項

- 1 計画の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の見直し・公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 4 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 食をめぐる現状

- 1 食生活環境の変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 食育の推進状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - ・第4次食育推進計画における指標の達成状況・・・・・・・・ 5
 - ・各ライフステージにおける特徴や課題・・・・・・・・ 6
 - ・食育で学び実践する項目・・・・・・・・ 8

第3章 食育の基本理念と今後の推進方針

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 推進方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - 1) 子どもの頃からの食や農に関する学びの充実・・・・・・・・ 10
 - 2) 健全な食生活の実現に向けた「大人の食育」の推進・・・・ 10
 - 3) 食卓と生産現場の距離を縮める取組の拡大・・・・・・・・ 10
- 3 食育を推進するための主要指標・・・・・・・・・・・・ 11

第4章 具体的な展開

- 1 家庭における食育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 2 妊産婦や就学前の子どもに対する食育の推進・・・・ 12
- 3 学校における食育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 4 地域における食育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 5 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた
農林漁業の活性化等・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

第5章 計画の推進体制

- 1 食育活動の促進を図るネットワーク体制の充実・・・・ 19
- 2 官民連携による推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 3 関係者・団体等の役割・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

用語の解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

参考資料

食育基本法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

第1章 計画の基本的事項

1 計画の趣旨

「食育」とは、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもので、様々な経験を通して「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。（食育基本法）

この計画は、徳島県民（以下、「県民」という）が生涯にわたり、健全な心身を培い、豊かな人間性を育むとともに、食料安全保障の確保にも資する食育を、家庭、学校、保育所、職場、地域等を中心に、関係者が連携して推進するための基礎となるものです。

徳島県では、平成18年度～22年度の「徳島県食育推進計画」、平成23年度～27年度の「徳島県食育推進計画（第2次）」、平成28年度～令和2年度の「徳島県食育推進計画（第3次）」、令和3年度～令和7年度の「徳島県食育推進計画（第4次）」の基本理念を継続し、一層、食育を推進するために本計画を策定しました。

2 計画期間

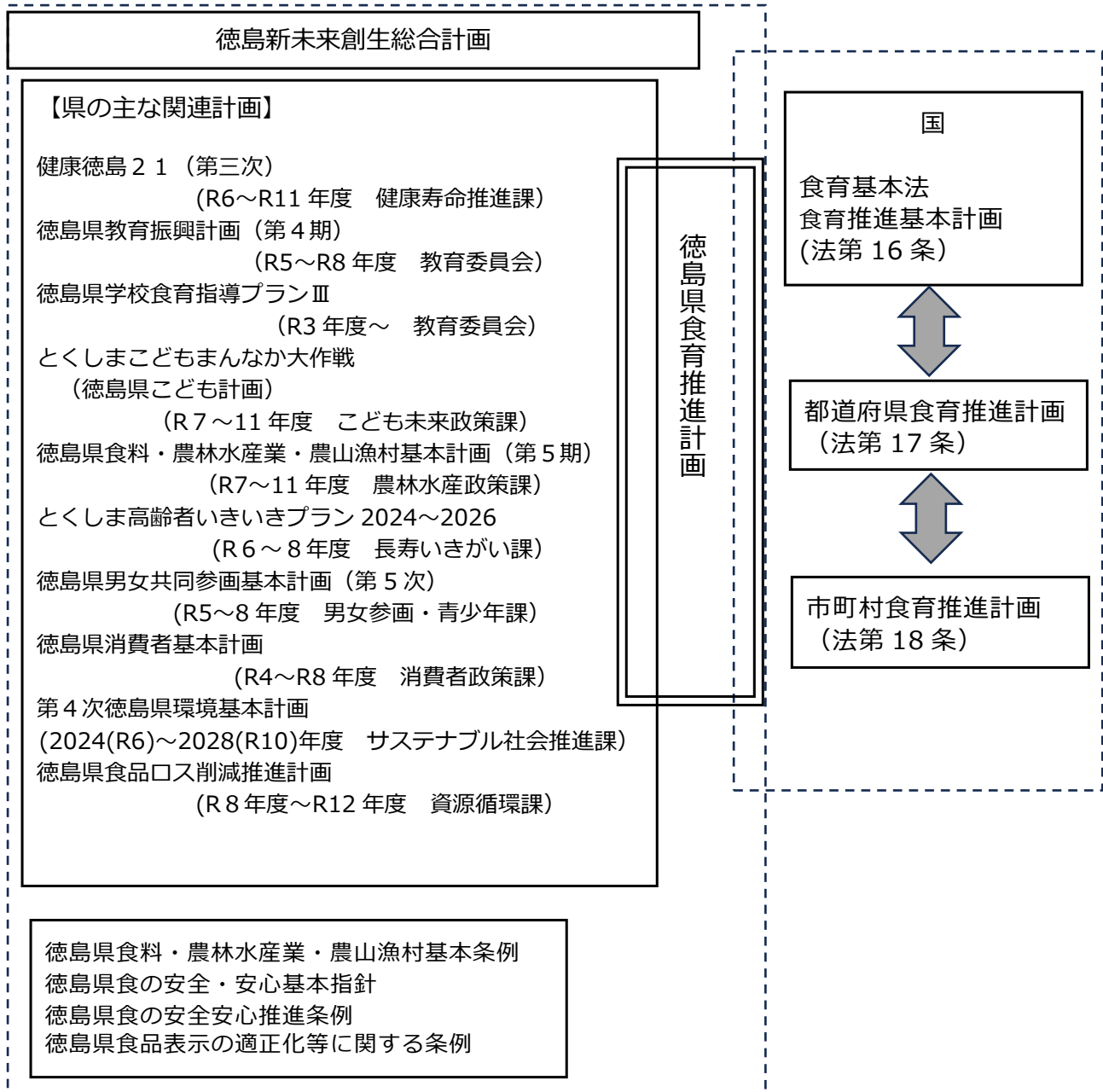
食育は、即時の効果を期待するものではなく、ある程度の期間を見据えた取組が必要であることや、国の食育推進基本計画や県の他の関連計画との整合性を図りながら実施することが計画を実践する上で効果的であることから、計画期間は令和8年度～12年度までとします。

3 計画の見直し・公表

社会経済情勢等の様々な状況の変化により、計画の変更が必要になった場合は、県民からのパブリックコメント等の意見を聞いて見直しを行い、計画を見直した時は、広く県民に公表します。

4 計画の位置付け

この計画は、食育基本法第17条第1項に基づく「都道府県食育推進計画」です。
国の食育推進基本計画や県の各種計画との整合性を図るものとします。



第2章 食をめぐる現状

近年、食をめぐる社会情勢等が変化し、食生活の乱れや栄養の偏り、さらには生活習慣病の増加などの様々な問題が生じています。特に若い世代の食生活に関しては、栄養の偏りや欠食など改善すべき点が少なくありません。

徳島県では、平成19年に「徳島県食育推進計画」、平成23年に「徳島県食育推進計画（第2次）」、平成28年に「徳島県食育推進計画（第3次）」、令和3年に「徳島県食育推進計画（第4次）」を策定し、食育の取組を総合的に推進してきました。

その結果、食育の取組は着実に進展してきましたが、野菜摂取量や朝食の欠食等の課題について、今後も継続的な取組が必要となります。

また、食料安全保障の確保にも資する食育を推進し、農林漁業教育や大人の食育等を一層促進するために、食育基本法の一部を改正する法律が令和8年5月に施行されました。これを踏まえ、国の第5次食育推進基本計画では、重点事項として「学校等での食や農に関する学びの充実」、「健全な食生活の実現に向けた「大人の食育」の推進」、「国民の食卓と生産現場の距離を縮める取組の拡大」を掲げており、食や農への関心や理解を深める観点から多様な関係者と連携・協働し食育を推進することが重要となります。

1 食生活環境の変化

徳島県の一般世帯人数及び単身世帯の割合の推移

	H17	H22	H27	R2
1世帯あたり人数(人)	2.64	2.52	2.39	2.26
単身世帯の割合(%)	26.9	29.0	32.1	35.9

総務省「国勢調査」

1世帯あたりの人数は減少し、単身世帯の割合は増加しています。

食の外部化の推移

	H17	H22	H27	H30	R5
外食率(%)	36.3	34.8	34.4	33.5	30.3
食の外部化率(%)	44.5	43.2	43.3	42.8	39.9

(公財)食の安全・安心財団 統計資料

外食や中食(惣菜や調理食品を購入して家庭で食べる)の割合が食料消費支出の約4割を占めています。

外食率：食料消費支出に占める外食の割合

食の外部化率：外食に惣菜・調理食品の支出割合を加えたもの

県民の野菜摂取量

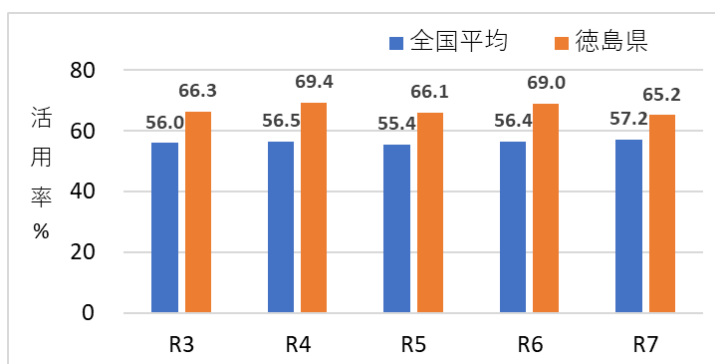
		H22	H24	H28	R6
徳島県	男性	245 g	261 g	313g	276g
	女性	241 g	264 g	309g	282g
全国		282 g	287 g	277g	259g
(男女 20 歳以上)					

厚生労働省「国民健康・栄養調査」

(都道府県比較 H22、24、28、R6)

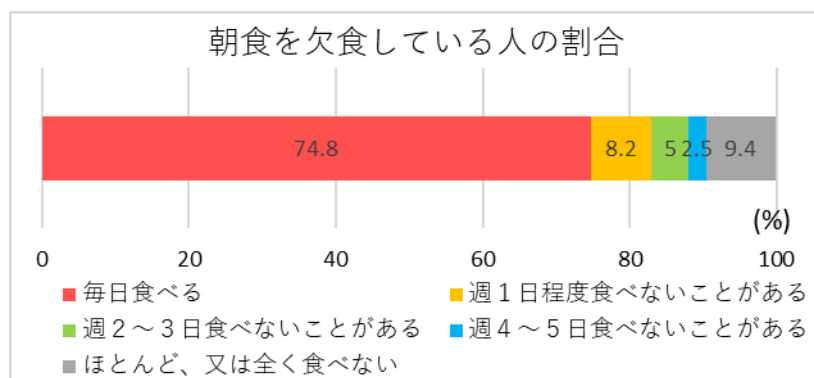
県民（成人）の1日あたり野菜摂取量は全国平均を上回っていますが、目標量の350gには約70g到達していません。

学校給食における地場産物活用状況(金額ベース)



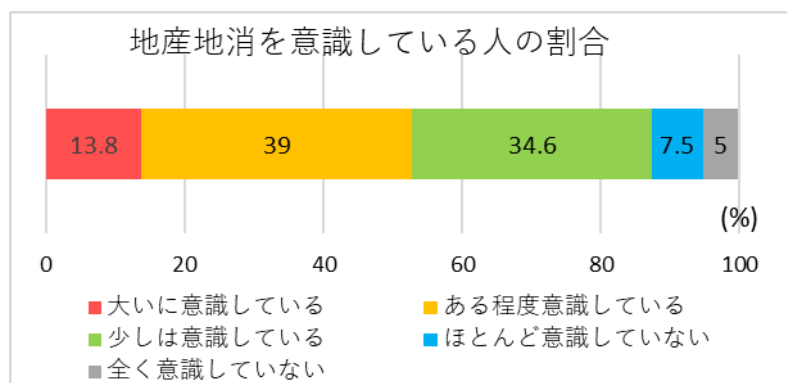
徳島県の学校給食における地場産物活用状況は全国平均を上回っています。

文部科学省「学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査」



県民の約1割の人が、朝食を週4日以上欠食しています。

徳島県「e-モニターアンケート」(R7)



県民の約8割の人が、普段の買い物や食事の際に地産地消を意識しています。



徳島県「e-モニターアンケート」(R7)

2 食育の推進状況

第4次食育推進計画における指標の達成状況

項目	基準値 (R元)	R7	目標値 (R7)	備考
生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進				
「主食・主菜・副菜を基本に食事のバランス」を実践している人の割合	59.4%	76.1%	70%	e－モニターアンケート
朝食の欠食率 週4日以上の人割合	6.5%	11.9%	0%	
栄養教諭・学校栄養職員による食に関する授業を半分以上の学年で実施する小・中学校の割合	93.5%	100%	100%	県教育委員会
リスクコミュニケーションとしての体験型意見交換等の参加者 *1	955 人	1,231 人	900 人	安全衛生課
エシカル消費について知っている人の割合	64%	79.8%	70%	e－モニターアンケート
持続可能な食を支える食育の推進				
普段の買い物や食事の際に地産地消を意識している人の割合	82.3%	87.4%	90%	e－モニターアンケート
学校給食に地場産物を活用する割合 *金額ベース（R 元年度の基準値は、国の「学校給食における地場産物及び国産食材の使用状況調査」による）	62.8%	65.2%	65%	県教育委員会
学校給食に国産食材を活用する割合 *金額ベース（同上）	81.7%	89.2%	85%	
地域の郷土料理や行事食について知っている人の割合	78.8%	93.6%	80%	e－モニターアンケート
農産物直売所における県産食材供給金額 （学校給食、社員食堂、福祉施設給食等）	2,513 万円	3,387 万円	3,050 万円	生産流通課
エシカル農産物の生産面積	1,531ha	2,180ha	2,250ha	
新たな日常やデジタル化に対応した食育の推進				
食育に関心を持っている人の割合	86.5%	89.9%	95%	e－モニターアンケート
ジュニア・若手食育リーダー数	264 人	611 人	550 人	生産流通課

* 1 累積値でなく、単年度ごとの値。

各ライフステージにおける特徴や課題

乳・幼児期（０～５歳）

乳幼児期は、心身の機能や食行動の発達が著しい時期であり、食生活の基礎をつくる大切な時期です。

規則正しい生活習慣を身に付け、多くの食物を体験し、味覚を育てることが大切です。

また、家族そろった楽しい食事の中から食事のマナーを身に付けるなど、豊かな人間性を育むための取組も重要です。

小学校期（６～１１歳）

小学校期は、生活習慣・食生活の基礎が完成する時期です。また、心身の成長が著しい時期であるので、自分の成長について知ることが大切です。

食に関わる活動や体験学習を通じて、食への興味を深め、自分が理解したことを積極的に試してみようとする力を育てることが大切です。

また、食を通じた家族や仲間との関わりや、地域や暮らしのつながりの中で、食の楽しさを実感し、食を楽しむ心を育てることも重要です。

中学校期（１２～１４歳）

中学校期は、習得した知識を応用して自分の健康や食生活に関する課題を見つけ、自分らしい食生活の実現を図っていく時期です。

楽しい食事を通して望ましい人間関係を育てるとともに、食文化や食に関わる歴史と自分の食生活との関連について考えることも大切になってきます。

この時期には、偏った栄養摂取や不規則な食事などの食生活の乱れ、肥満ややせなどの健康課題も見られるので、自分の食生活を見つめ直し、よりよい食習慣を形成しようと努力する力を身に付けることが大切です。

青年期（１５～２４歳）

青年期は、食習慣の自立期で、自分で選ぶ食事や外食などの機会が増えてきます。特に一人暮らしの場合は、栄養の偏り、不規則な食事などの食生活の乱れが心配されます。この時期には、肥満ややせといった将来の健康に影響を及ぼすような健康課題も見られるので、自分の食生活を振り返り、改善できる力や、自分の身体の成長や体調の変化を知り、自分の身体を大切にできる力を育むことが大切です。

また、徳島県産の農林水産物を積極的に活用するとともに、食文化や環境に積極的に関わり、食が楽しいと感じることができる取組みも重要です。

壮年期前期（２５～３９歳）

壮年期前期は、心身ともに充実し、仕事や子育てなど活動的な時期です。栄養の偏り、不規則な食事などの食生活の乱れが重なると、生活習慣病などの悪影響が出てくる可能性があります。健全な食生活を身に付け、自らの食生活を点検する習慣を持ち、健康管理ができることが大切です。

家庭においては、子どもたちに食事の基礎知識を教え、健やかな生活リズムを作ることも重要です。

壮年期後期（４０～６４歳）

壮年期後期は、生活習慣病を発症することが多くなります。これまでの生活習慣を見直し、改善に取り組むことが重要です。

職場や地域と連携し、生活習慣病の予防や適切な食に関する知識を持ち、実践することも大切です。

高齢期（６５歳以上）

低栄養・フレイルを予防し、生活の質の維持を図るため、心身の状態にあった食生活を無理なく続け、これまでの経験や知恵を身近な人々に伝えながら、満足のいく生活を長く続けることが重要です。

また、郷土料理の継承や食事マナーの指導者としての役割も重要です。
単身の高齢者等の食生活を充実させるために、地域社会での適切な支援が必要です。



食育で学び実践する項目

県民が生涯にわたって、健康で豊かな生活を実現するためには、食に関する幅広い知識を身に付け、実践することが必要なことから、次の項目を掲げます。

		乳・幼児期 (0～5歳)	少年期 (6～14歳)	
			小学校期	中学校期
		食習慣の基礎づくり	食習慣の完成期	食習慣の自立期
食育で学び実践する項目				
食を大切に考え、食を通して豊かな人間性を育む	○ 自分に応じた食事量や野菜摂取をはじめ、バランスのとれた食事の知識と料理をつくる力を身に付け、朝食から始まる規則正しい生活をおくる	決まった時間に、決まった量の食事・おやつを食べる習慣を身に付ける	食べ物と身体の働きを理解する 食品の組み合わせなどバランスのとれた食事の知識を身に付ける 朝食をとることの大切さを理解し、きちんと食べる生活習慣を身に付ける	食事が果たす役割や健康との関わりを理解し、朝食をはじめ毎日規則正しく食事をする 簡単な日常の食事の調理の仕方を身に付ける
	○ 食の安全を考えて、適切な選択ができる	多様な食材・調理法に接し、良く噛んで味わうことにより、苦い・酸っぱい・辛い・甘いなどの味の変化がわかるようにする	食品表示など食品の品質や安全性について関心を持つ	正しい知識・情報に基づいて、食品の品質及び安全性を判断し、食品が選択できる
	○ 適度な運動と健全な食生活を心がけ、生活習慣病の予防に努める	体を動かす遊びを通して、空腹感が感じられる生活習慣を身に付ける		生活習慣病と食事、運動の関係についての知識と関心を持つ たばことアルコールの正しい知識を持つ
	○ 食事マナーを身に付け、様々な場面で食を楽しみ、コミュニケーションを図る	食事の時間を家族・仲間とゆったりと過ごし、「いただきます」「ごちそうさま」が言えるようにする	食事の手伝いなどを通じて食に関する関心を広げ、家族や仲間と一緒に食べる楽しさを味わう	食事のマナーを考え、家族や友人など周りの人との会話を楽しみながら気持ちよく会食する
	○ 様々な体験を通じて、食べる事への感謝の気持ちや食物や水を大切にすることの気持ちを持つ	家庭菜園や調理（皮むき・洗浄・食器の準備など）に関わる機会を多く持ち、食事に興味を持つことのできる環境を整える	農林漁業体験など食に関する体験を通じ、食べ物と自然を大切にすることを育てる	体験を通して、農林水産業や自然環境について理解を深め、食に関わる人々や自然の恵みに感謝し、食事を味わう
	○ 地域の農林水産業に親しみ、地産地消を実践する	食材そのものの味がわかる味覚を養う	地域の食材を知り、地産地消について理解を深める 農林水産物の生産や収穫に携わり、地域の人々との交流を深める	地域の食材を調理したり食べたりする活動を通して、その旬やおいしさを味わう
	○ 地域の食や農、自然環境等を活かして豊かな食文化を継承する	徳島の郷土料理・行事食などを食べる機会を多く持つ	地域に伝わる郷土料理や行事食について学び、食文化を尊重する心を持つ	
	○ 食べ残しや廃棄等、環境に配慮した行動ができる		食べ物と環境について知り、残さず食べる	残さず食べる、無駄なく調理する、生ゴミの再利用など食と環境について考える

青年期 (15～24 歳)	壮年期 (25～64 歳)		高齢期 (65 歳以上)
	壮年期前期	壮年期後期	
食習慣の自立期	食習慣の見直し	生活習慣病の予防	
栄養と体調の関連や食事バランスなどを理解し、食品を選択する能力や自立のための基本的な調理技術を身に付ける	自分の健康に関心を持ち、適正な食事量や食事バランスの知識を習得し、日本型食生活に親しむなど、適切な食生活を実践する	健康状態に応じ食生活を見直し、適切な食生活を実践する	加齢に伴う体調の変化に合わせた食生活を実践する
食品の栄養成分表示、添加物やアレルギー表示などを理解し、食品の正しい選択ができる			
生活習慣病と食事、運動の関係についての知識と関心を持つ たばことアルコールの正しい知識を持つ	生活習慣病について正しい知識を身に付け、健康の維持増進のため、自分に合った適切な食事や運動を実践する	生活習慣病等の予防のため、適切な食事や運動を実践する	体調に合わせた食事や運動が実践できる
家族や友人など周りの人と関わりを持ちながら楽しく食べる	家族や友人とともに食事を楽しむ		孤食傾向になりやすいので、家族や友人などと一緒に楽しく食事する
農作業等の体験を通して、農林水産業の多面的機能などを理解する	家族や仲間と農作業等の体験に出かけ、農林水産業や自然の恵みについての理解を深め、それらの大切さについて考える機会を持つ	地域で採れた農産物や山菜、魚介類など自然の恵みを知り、料理などに活用する	地域で採れた農産物や山菜、魚介類など自然の恵みを知り、料理などに活用し、その方法を教える
地域の農林水産物を知り、旬の味を楽しむ 地産地消の実践により生産者との信頼関係を築く	地域の農林水産物を積極的に活用した料理に親しみ、地産地消の実践により生産者との信頼関係を築く		地域の農林水産物を積極的に活用した地産地消を実践する 地域の旬の食材の美味しさや利用法を次世代に伝える
地域や家で受け継がれてきた料理に関心を持つ	地域の郷土料理、伝統食、加工品等の食文化を取り入れる	地域の郷土料理、伝統食、加工品等の食文化を受け継ぎ、育む	郷土料理や伝統的な食材、乾物等の料理の楽しみ方を次世代に伝える
残さず食べる、無駄なく調理する、生ゴミの再利用など食と環境について考える	残さず食べる、無駄なく調理する、生ゴミの再利用など環境に配慮した行動を実践する		

第3章 食育の基本理念と今後の推進方針

1 基本理念

県民一人一人が食を大切に考え、食に関する正しい知識や技術を身に付け、健全な心身を培い、豊かな人間性を育むとともに、食料安全保障の確保にも資する食育を推進するため、第4次計画に引き続き、次のとおり基本理念を定めます。

(基本理念)

食を大切に考え、食を通して豊かな人間性を育む

2 推進方針

食をめぐる問題とこれまでの取組や課題等を踏まえ、家庭、学校、保育所、地域、職場等を中心に、県民が生涯を通じて健全な食生活が実現できるよう、次に掲げる3つの推進方針に基づき、県民運動として食育の推進に取り組みます。

1 子どもの頃からの食や農に関する学びの充実

子どもたちが生涯にわたる望ましい食習慣を確立し、食や農林漁業への理解を深めることができるよう、学校においては、家庭や地域と連携するための体制づくりを重視し、組織的・計画的な食育に取り組み、子どもへの食育を推進します。

2 健全な食生活の実現に向けた「大人の食育」の推進

近年の新型コロナウイルス感染症の拡大や食料品等の物価高騰等の影響も受けて、幅広い世代において、栄養バランスの偏りや食習慣の乱れが見られています。生活習慣病予防のための食生活改善だけでなく、食品ロスの削減や地産地消といった食環境面や、食品の安全面、地域の食文化の継承といった観点からも、食に関する正しい選択が自らできるよう、大人の食育を推進します。

3 食卓と生産現場の距離を縮める取組の拡大

生産現場への理解や自然の恩恵、生産者への感謝の念を深め、食卓と生産現場の距離を縮めるため、徳島県の恵まれた自然環境が育んだ農林漁業の体験機会の提供のほか、生産者と消費者が直接つながる取組等を推進します。また、持続可能な食料生産とその消費にも配慮した食育を推進します。

3 食育を推進するための主要指標

食育を県民運動として推進するにあたり、その成果や達成状況を客観的に把握・評価するため、主要な項目について目標値を設定し、その達成を目指して取り組みます。

ただし、食育基本法の目的や県の基本理念を踏まえ、目標値の達成のみを追い求めることのないよう留意します。

項目	基準値 (R7)	目標値 (R12)	備考
子どもの頃からの食や農に関する学びの充実			
栄養教諭・学校栄養職員による食に関する授業を半分以上の学年で実施する小・中学校の割合	100%	100%	県教育委員会
学校給食に地場産物を活用する割合 *金額ベース（R7年度の基準値は、国の「学校給食における地場産物及び国産食材の使用状況調査」による）	65.2%	65.2%	
学校給食に国産食材を活用する割合 *金額ベース（同上）	89.2%	89.2%	県教育委員会
健全な食生活の実現に向けた「大人の食育」の推進			
「主食・主菜・副菜を基本に食事のバランス」を実践している人の割合	76.1%	80%	e－モニターアンケート
朝食の欠食率 週4日以上の人	11.9%	5%	e－モニターアンケート
地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている人の割合	29.1% (R8)	40%	
食育に関心を持っている人の割合	89.9%	95%	e－モニターアンケート
リスクコミュニケーションとしての体験型意見交換等の参加者 *1	1,231 人	900 人	安全衛生課
食卓と生産現場の距離を縮める取組の拡大			
普段の買い物や食事の際に地産地消を意識している人の割合	87.4%	90%	e－モニターアンケート
エシカル消費について知っている人の割合	79.8%	85%	e－モニターアンケート
農林漁業体験を経験した人（世帯）の割合	54.2% (R8)	60%	e－モニターアンケート

*1 累積値でなく、単年度ごとの値。

第4章 具体的な展開

豊かな自然に育まれた徳島県が誇る多彩な食材を利用しながら、野菜摂取をはじめ、栄養バランスに優れた「日本型食生活」を推進するとともに、「とくしま食事バランスガイド」等を活用し食事バランスや体調にあった食生活の実践を推進します。

1 家庭における食育の推進

食事を楽しみ、つながりを大切にする食育の推進

家庭は、健全な食生活を確立するための重要な役割を担っています。

生活の多様化が進む中、子どもの頃から食に関する様々な経験や親子で参加する体験を通じて、保護者や子ども自身が食に対する関心と理解を深め、健全な食習慣の確立に努めます。

（生活リズムの向上）

朝食をとることや早寝早起きを実践することなど、子どもの基本的な生活習慣づくりに資するよう、保護者の意識の醸成を図るための周知を行うとともに、生活リズムの向上に取り組む活動を推進します。

（望ましい食習慣や知識の習得）

日常生活の中で、買い物や料理の手伝いを通して食材選びや調理法、食品に含まれる栄養素や体に対する働きを学び、ゆっくりよく噛んで食べることの大切さや食事のマナー、地域の食材や郷土料理、環境などへの理解が深められるよう、家族と一緒に食卓を囲んで楽しい食事を心がけることを推進します。

（子どもの生活習慣病予防の推進）

生活習慣病を予防するためには、子どもの時期から適切な生活習慣（栄養・運動・休養）を身に付ける必要があることから、栄養と運動の両面から生活習慣病予防対策を推進します。

2 妊産婦や就学前の子どもに対する食育の推進

妊産婦及び乳幼児期における基本的生活習慣の形成に資する推進

妊娠期及び授乳期の食事は、母体や胎児そして乳児の成長に大きな影響を及ぼすことから、妊娠期及び授乳期における望ましい食事について正しい知識を身に付けておくことが重要です。さらに、将来の妊娠に向けた準備として、妊娠前から食事バランスを見直すことも必要です。

また、乳幼児期は生涯にわたる発達・発育の基礎が形成される極めて大切な時期であり、この時期に健康を意識し、望ましい食習慣や豊かな味覚を身に付けることは非常に重要です。

このことから、妊産婦やその家族等を対象とした望ましい食生活に向けての食育の取組を推進し、就学前の子どもが、発育・発達段階に応じて基本的な食習慣を身に付けるとともに豊かな食体験を積み重ねていけるよう、保育所、幼稚園及び認定こども園等において家庭や地域と連携し、食育の推進を図ります。

その際、保育所においては「保育所保育指針」に、幼稚園においては「幼稚園教育要領」に、認定こども園においては「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」等に基づき、施設長や園長、保育士・幼稚園教諭・保育教諭、栄養士・栄養教諭、調理員等全教職員の協力の下、各施設の子

どもの生活に沿った食育の計画を作成し、創意工夫のある取組を実施します。

取組を進めるに当たっては、食事の中で親子のコミュニケーションが図れるよう食事の大切さを伝え、楽しく食べることや、食材とのふれあい、食事の準備をはじめ、行事食・郷土料理など食に関する様々な体験や指導を通じて、適切な食事のとり方や望ましい食習慣の定着、人と関わる力の養成、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちを育むよう努めます。

また、献立表の配布・給食だよりの発行、給食の実物の展示などを通じた保護者への情報提供や、地域における子育て家庭からの乳幼児の食に関する相談への対応や情報提供に努めるなど、市町村や地域の関係機関等と連携しながら積極的に食育の推進を図ります。

3 学校における食育の推進

食や農に関する学びの充実

学校は、児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性を育んでいくための基礎を培うために、重要な役割を担っています。学校においては、ICT を活用しながら、さまざまな学習や農林漁業に対する関心や理解を深めるための活動等を通して、魅力ある食育を推進し、児童生徒の健全な食生活の実現と豊かな人間形成を図るよう努めます。

(指導の充実)

給食の時間、体育科や保健体育科、家庭科や技術・家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科・科目、道徳科、外国語活動、及び総合的な学習（探究）の時間等においても、食に関する指導の充実を促進し、学校の教育活動全体を通じて組織的・計画的に行います。

栄養バランスや規則正しい食生活、食品の安全性などの心身の健康に関する内容に加えて、自然の恩恵・勤労などへの感謝や食文化などについても教科等の内容と関連させた指導を行います。

また、児童生徒の望ましい食習慣の形成や食に関する理解の促進のため、学校給食の献立内容の充実を促進するとともに、各教科等においても学校給食が「生きた教材」としてさらに活用されるよう取り組みます。

学校給食に地場産物を活用したり地域の郷土食や行事食を提供したりすることを通して、食料生産に携わる人々への感謝の気持ちや、地域の文化、伝統に対する関心と理解を深めます。

さらに、全体での指導では解決できない健康に関係した個別性の高い課題について改善を促すため、計画的に個別的な相談指導が行えるよう、指導体制の整備を促進します。

そのために、各学校において策定している食に関する指導の全体計画に基づき、学校長のリーダーシップの下、栄養教諭がその専門性を生かし、食育推進の要として、全教職員が連携・協力しながら、組織的な取組を進めます。

(家庭や地域と連携した食育の推進)

児童生徒の食習慣、運動習慣等の望ましい生活習慣の育成や、健康状態の改善を図るため、学校・家庭・地域が連携した食育の推進に努めます。

また、子どもの頃から食を支える農業等の生産現場への理解を深めることが重要であることから、地域の生産者団体等と連携し、農林漁業体験等、児童生徒の様々な体験活動も推進します。



親子料理教室

4 地域における食育の推進

ア. 健康寿命の延伸につながる食育の推進

健康寿命の延伸につながる食育として、あらゆる世代が「食」に関して信頼できる情報に基づいた適正な判断を行う能力を身に付け、健全な食生活が実践できるよう、保育所、学校、ボランティア、農林漁業者、食品関連事業者等との連携のもと、それぞれの団体や施設から健康に配慮したメニューや食材の提供、栄養・食生活等に関する適切な情報提供、共食の機会の提供など、多面的な活動が推進されるよう取り組みます。

特に、県民の野菜摂取量向上に向け、「とくしま野菜週間」における啓発をはじめ、「健康とくしま応援団」等様々な関係機関を通じた取組を推進し、1日の野菜摂取目標量の周知を図るとともに、野菜料理を摂取しやすい環境整備に加えて、簡単に家庭で調理できる野菜料理レシピの普及を促進します。

さらに、「健康づくり推奨店」等との連携のもと、主食・主菜・副菜を基本とした食事を普及するとともに、外食においてもバランスの良い食事を選択できる環境の整備に努めます。



野菜摂取啓発用ののぼり



ミライをむすびコンテストの実施

イ. 生涯を通じた切れ目のない食育の推進

県民が生涯にわたって、健康で豊かな生活を実現するために、各ライフステージの特徴に応じた取組を推進します。

親元を離れ食生活に偏りが生じやすい年代である大学生や、一人暮らしに向けて準備を始める高校生、働き方が多様化し健康への影響が生じやすい働き盛り世代への取組として、学校や企業、食育関係団体等の協力体制を整え、学生や労働者に対する食育活動を推進し、生活習慣病の発症予防を目的としたバランスのとれた食事の習慣化につなげていきます。また、インターネットやSNSなどのデジタルツールを活用し、食に関する理解や関心を深めていきます。

また、高齢者に向けては、低栄養・フレイル予防に重点を置き、いつまでもいきいきと活動できる活力を維持するための食育を推進するとともに、高齢者の閉じこもりを防ぐための共食の場の整備を進めます。

ウ. 職場における従業員等の健康に配慮した食育の推進

働き盛り世代は、特に生活習慣病を発症しやすい世代であることから、健全な食生活を身に付け、自らの食生活を確認する習慣を持ち、健康管理ができることが大切です。

そのため、「健康とくしま応援団」をはじめ、従業員が健全な食生活を身に付け、習慣化するための正しい食情報の発信や、適切な食生活の実践に向けた支援を実施する事業所等の取組を推進します。

また、給食施設である社員食堂においても、従業員の健康に配慮したメニューの提供や栄養成分表示を進めるとともに、生活習慣病予防のための啓発活動を推進すべく、給食施設で利用できる啓発ツールの作成や、情報発信に努めます。

エ. 食に対する正しい知識の普及

① 食の安全・安心確保のための相互理解の促進

消費者、行政、食品関連事業者等関係者が信頼関係を構築し、相互理解を深めるため、体験型意見交換会等のリスクコミュニケーションを促進します。

② 自らの食を自らの判断で正しく選択する力の育成

「食」に関する情報が氾濫し、健康志向が高まる中、県民自らが情報を集め、知識を習得し、主体的に課題解決に取り組む力が求められています。

このため、食の安全安心に係る様々な事象に対して、最新の知見と正しい知識に基づき冷静に判断できるよう、子どもの頃からの食育や消費者教育を推進します。

③ 多様な手段による正確な食情報の提供

食の安全安心情報を一元的に掲載した『食の安全安心とくしまポータルサイト』等を活用した迅速な情報提供に努めます。

また、食品の安全性及び消費者の自主的な食品選択の機会を確保することができるよう、食品表示の適正化に取り組みます。



食の安全安心とくしまポータルサイト

④ 災害時の食のあり方に関する情報提供

地震や台風等の大規模災害等、いかなる場合においても可能な限り健全な食生活が実践できるよう、個人の状況に応じた食料・飲料水等の備蓄をはじめ、限られた食品や資源をもとに栄養に配慮した食事を作るなど、非常時にも対応できる力を身に付けておくための情報の提供に努めます。

オ. 地域の多様な食文化の継承につながる食育の推進

豊かな自然に育まれた多様な食材や先人の知恵と工夫で生み出された郷土料理、行事食など地域の食文化への関心と理解を深め、日々の食生活に取り入れ、自然の恵みや四季の変化を感じながら食を楽しめる人を増やすための取組を推進します。



とくしま郷土料理 & 県産食材レシピ集



地域ならではの食文化を伝える郷土料理教室

5 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等

ア. 生産者と消費者との交流や体験活動による農林漁業への理解促進

生産者と消費者との交流拠点である農林水産物直売所等を活用し、旬の生産物や地域で特色のある生産物の選び方や食べ方などの情報を積極的に発信することにより県産農林水産物への理解を深め、消費者と生産者の信頼関係を構築する取組を推進します。

生産から消費に至るまでの食に関する体験活動等への参加を促進し、自然の恩恵の上に食料生産が成り立っていることや食生活が多くの人の苦労や努力に支えられていることを実感することにより、農林水産業への正しい理解を深める取組を推進します。



にんじんの収穫体験



冬野菜の収穫体験

イ. 地産地消の推進

農林水産物直売所や量販店における県産農林水産物の販売や学校、病院等の給食、社員食堂、食品産業での県産物の利用拡大を推進するとともに、消費者が地域で生産された新鮮な県産物を購入する機会や、県産物を使った料理を食べることができる機会を増やす取組を推進します。

また、徳島の食の魅力を県内外に発信する「阿波ふうど繁盛店」と連携した取組を進めるとともに、毎年11月の地産地消月間を中心に、地産地消活動の普及と定着に取り組めます。



地元野菜を販売している産直市



県産食材の試食PR



阿波ふうど繁盛店ロゴ

ウ. 学校給食における地場産物の活用推進

学校給食における地場産物の活用を進めるため、生産者団体等と連携し、地域の実態に応じた供給体制の整備を促進します。

また、地域の自然や文化、産業や生産者、食に関する子どもたちの理解を増進させるため、学校給食における地場産物等の活用と食育を一体的に推進します。



県産ウナギを使用した鰻丼給食

工. 環境と調和のとれた持続可能な食料生産とその消費にも配慮した食育の推進

生産現場において、農業生産に由来する環境への負荷を低減するため、化学農薬や化学肥料を低減するエコファーマーの取組や有機農業・特別栽培等の農業技術の実践、温室効果ガスの排出を削減する省エネ設備の導入等を推進するとともに、食品安全や環境保全などの国際基準を満たす「国際水準の農業生産工程管理（国際水準 GAP）」の普及促進を図ります。

また、消費者をはじめ流通・販売業者、学校関係者等に対して、生物多様性の保全、自然循環機能の増進、環境への負荷の低減等、農林水産業の持つ多面的機能について理解を深めるための情報の提供に努めます。

家庭や外食における食べ残しや食べられるのに捨てられる「食品ロス」を削減し、食事からはじめる「持続可能な世界の実現」に向けた取組を推進します。



エコファーマーマーク



とくしま国際水準 GAP 認証マーク



食品ロス削減の意識啓発

第5章 計画の推進体制

1 食育活動の促進を図るネットワーク体制の充実

広く県民運動として食育を推進するためには、県や市町村、学校、保育所、大学、ボランティア、農林漁業者、医療・保健関係者、食品関連事業者等が相互に連携し取り組むことが必要です。

そのために関係者のネットワークを構築し、情報や意見交換が促進されるよう連携を強化して、食育に関する普及啓発に取り組むとともに、食育推進運動に関わる人材の育成を支援します。

また、「食」に関して信頼できる情報、体験活動やボランティア活動等について、多様な手段を通じて積極的に情報提供するよう努めます。

さらに、毎年6月の「食育月間」、毎月19日の「食育の日」、「とくしま学校給食の日」を中心に関係機関が連携して啓発行事や取組を実施し、食育のさらなる定着と促進を図ります。



とくしまの食育応援団ホームページ



料理検索サイトクックパッド県公式キッチン

2 官民連携による推進体制

本県の食育を総合的かつ計画的に推進するために、県の関係部局を横断した体制整備を行い、連携・協力しながら取り組みます。

豊かな食のとくしま！食育推進体制

生産流通課

- 県食育推進計画の策定・実施
- 食育推進体制の充実
- 総合的な食育の推進
- 地産地消の推進

安全衛生課

- 食の安全安心の推進

健康寿命推進課

- 地域における食育推進

教育委員会体育健康安全課

- 学校における食育の推進
- 学校給食における地場産物の活用の推進

とくしま食育推進協議会

食育推進の取組を促進するための関係団体の連絡会

市町村

食育関連施策の実施
(市町村食育推進計画の策定)

関係者・団体

子どもの保護者
教育・保育関係者
医療・保健関係者
農林漁業者
食品関連事業者等
各種団体
ボランティア等

県民運動としての食育推進



3 関係者・団体等の役割

県民

県民一人一人が、食に関する正しい知識と理解を深めるとともに、自らの判断により合理的な食行動に努め、豊かな心を育むことが重要です。

子どもの保護者

家庭は、食生活の基本の場であり、望ましい食生活の実践や、食に関する知識・マナーの習得等、正しい食習慣等を身に付けることは、子どもの健全な育成に不可欠です。

教育・保育関係者等

学校、保育所等は、子どもの頃の食育の重要性を踏まえ、食育推進体制の整備や関係職員の資質の向上に努めるとともに、行政関係者や保護者との連携を図り、自主的かつ積極的に子どもたちに対する食育の推進の主体となります。

医療・保健関係者等

医療・保健関係者等は、健康な生活を維持向上させ、適切な食習慣の定着を推進するために、医療及び生活習慣の改善に関する指導を行います。また、給食を提供する医療機関や福祉施設においては、適正な食の知識、情報及び安全・安心な食事を提供し、健康づくりの専門機関として、地域と連携した食育の推進を担います。

農林漁業者等

農林漁業関係者は、食を支える農林水産業・農山漁村の役割の重要性と、農林漁業や「食」に関する県民の理解を増進することの意義を踏まえ、自主的かつ積極的に教育ファーム等の体験活動や食育に関する普及・啓発に取り組むとともに、食育推進に関する施策や、活動に協働することが求められます。

食品関連事業者等

食品の製造・加工・流通・販売を行う事業者等は、その事業活動が、食品の安全・安心の確保、県民の健全な食生活の実践に大きな影響を持つことを踏まえ、食に関する幅広い情報を多様な手段で、消費者に提供する等、積極的に食育を推進するとともに、食育推進に関する施策や活動に協力し、役割を担います。

各種団体、ボランティア等

関係機関・団体等は、各組織の目的や役割に応じて、組織内や地域・教育機関等における食育に自主的に取り組むとともに、食育推進に関する施策や、活動に協力することで、地域での食育推進の中核的役割を担います。

市町村

市町村は、県との連携を図りつつ、市町村食育推進計画の作成や食育推進会議の設置を進めるとともに、子どもの保護者、教育・保育・医療・保健関係者、農林漁業者、食品関連事業者、各種団体・ボランティア等の「地域リーダー」と連携して、その地域の特性を生かした、住民一人一人へ届く広がりのある施策を展開することが必要です。

徳島県

県は、この計画の実現に向けて、必要な施策を展開するとともに、県民をはじめとして、各関係機関・団体等における自主的な取組が促進されるよう、これらの関係者との連携を図り、必要な支援や情報の提供・共有化に努めます。

用語の解説

●阿波ふうど繁盛店

徳島県内に所在し、「徳島の食」を食材として積極的に取り扱い、その消費宣伝等も行う飲食店。店舗において、「徳島の食」を調理し、概ね年間を通じて提供し、旬の食材など、料理が提供できない期間がある場合は、店頭等で明示するなど、来店客に対して情報提供していることを要件としている。

●e-モニターアンケート

県民の意識や考えを、県の施策や計画、その他の案件に反映させるため、県民から選考したモニターを対象に、主にインターネットを活用し実施する県政アンケートのことです。

●栄養教諭

学校における食育の推進に中核的な役割を担うため、学校教育法等により平成17年度から開始された制度です。その職務としては、食に関する指導（肥満、偏食、食物アレルギーなどの児童生徒に対する個別指導、集団的な指導、及び連絡・調整）と学校給食の管理（栄養管理、衛生管理等）を一体のものとして行うことにより、教育上の高い相乗効果をもたらすとしています。

また、本県においては、各市町村の学校における食育推進のコーディネーターとして、地域諸機関との連絡・調整、および食に関する指導計画の作成等を行います。

●エコファーマー

土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の低減を一体的に行う環境に優しい農業を実践する生産者です。

●エシカル消費

消費者がその商品を購入することで、環境や社会問題の解決に貢献できる商品を購入し、そうでない商品を購入しない消費活動のことです。エシカル消費を推進するには、誰が、どこで、どのように作った商品化を意識しながら消費活動を行うことが必要となります。なお、地産地消もエシカル消費に含まれます。

●G A P

「Good Agricultural Practice」の略語。農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組。食品安全、環境保全、労働安全に加え、人権保護や農場管理等に関する項目が全て含まれたものが国際水準G A Pであり、J G A P、アジアG A P、グローバルG A Pがこれに該当します。

●教育ファーム

農林漁業者など実際に業を営んでいる者による指導を受けて、一連の農林漁業作業等を体験し、自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深めること等を目的として、市町村、農林漁業者、学校などが一連の農作業等の体験を提供する取組です。

●健康寿命

日常生活に制限のない期間の平均です。

●健康徳島21（徳島県健康増進計画）

生活習慣病対策をはじめとする県民の健康づくり運動を総合的に推進するための目標及び基本的方向を示した計画です。

●健康とくしま応援団

徳島県が登録する、健康づくりをサポートするための環境整備に取り組む県内の店舗、事業所、団体です。平成25年度からは、「野菜摂取量アップ対策」が登録項目に追加されています。

●健康づくり推奨店

県民が健康に留意しつつ外食等を楽しむことができるような環境づくりを進めるため、栄養成分表示や野菜たっぷりメニュー、ヘルシーメニューの提供などの健康づくりを支援する店として県が登録した飲食店です。

●健全な食生活

生活のリズムとして規則正しく食事を摂ること（朝・昼・晩の食事をきちんと摂ること）、栄養面でバランスがとれていること、安全面に配慮すること、無駄な食べ残しや廃棄をしないこと、食卓を囲んで家族と一緒に食事することなどの望ましい姿の食生活のことをいいます。

●食育

生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものです。様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。

●食育基本法

平成17年6月10日に第162回国会で成立し、同年7月15日に施行されました。

食育に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的としています。

●食育推進基本計画

国では、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、①食育の推進に関する施策についての基本的な方針、②食育の推進の目標に関する事項、③食育の総合的な促進に関する事項、④食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項等が定められています。

●食農教育

子どもたちが、食料・農業についての学習や農業体験などを通じて、食べ物や食生活、そして食料を生産し供給する農業・農村に対する正しい理解を深めていく幅広い教育的活動です。

●食の知

食品の安全性等について科学的な根拠に基づく知識や情報を習得し、自ら判断する能力のことです。

●食品ロス

食べられる状態であるにもかかわらず、廃棄される食品のことです。

●生活習慣病

日常生活習慣によって引き起こされる病気の総称で、その定義は「食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾病群」とされています。脂質異常症、高血圧症、糖尿病、肥満症、がんなどが代表的です。

●とくしまこどもまんなか大作戦（とくしまこども計画）

とくしまで暮らすすべてのこどもが、笑顔で健やかに成長し、将来にわたって健やかに幸せな状態（ウェルビーイング）で過ごせる社会の実現を目指し、こどもも子育て当事者も幸せを実感できるよう地域の実情に応じて、こどもや子育て当事者の意見を反映したこども施策を総合的に推進するために策定した計画です。

●第4次徳島県環境基本計画

本県の環境に関する将来像と長期的目標を示すとともに、その実現に向けて取り組むべき環境の保全・創造のための施策の方向性や内容を明らかにしたものです。

●地産地消

「地場生産－地場消費」を略した言葉で、地元でとれた生産物を地元で消費するという意味で使われます。生産者と消費者の距離を縮め、食の安全・安心を高める取り組みです。

●地産地消月間

徳島県では平成21年度に県産食材が豊富に出回る11月を「地産地消月間」と定め、重点的に地産地消を推進しています。

●糖尿病

生活習慣病の一つです。血糖値やヘモグロビン A1c により診断されます。脳梗塞や心筋梗塞などの合併症を引き起こす重大な疾患ですが、自覚症状が出にくいので、定期的に検査（血糖値等）を行うことが大切です。

●徳島県消費者基本計画

「徳島県消費者の利益の擁護及び増進のための基本政策に関する条例」及び「消費者教育の推進に関する法律」に基づき、消費者行政・消費者教育を一体的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めたものです。

●徳島県食の安全・安心基本指針

食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための、基本的な方向性や考え方を示した指針です。

●徳島県食の安全安心推進条例

食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、そして県民の健康の保護及び消費者に信頼される安全で安心な食品の生産及び供給に資することを目的とした条例です。

●徳島県食品表示の適正化等に関する条例

食品の偽装表示を防止し、消費者に信頼される安全で安心な県産食品の生産振興に向け、国の制度を補完し、県として必要な対策を実施するため、基本理念や基本計画を策定し、総合的な施策推進を行うことを目的とした条例です。

●徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画（第5期）

「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本条例」の規定に基づき、本県農林水産業施策の総合的な運営指針として策定しています。令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間としており、本県の食料・農林水産業及び農山漁村のあるべき姿を長期的に展望するとともに、短期・中期的に重点的に取り組むべき方策を示すための基本計画です。

●徳島県男女共同参画基本計画

「徳島県男女共同参画推進条例」に基づき、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、策定する計画です。

●とくしま高齢者いきいきプラン（徳島県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画）

急速に高齢化が進行する中で、高齢者が健康で住み慣れた地域で安心して暮らし、ふれあいや生きがいのある生活を送ることができる地域づくりを目指した計画です。

●とくしま食事バランスガイド

厚生労働省と農林水産省が策定した「食事バランスガイド」をより地域に密着したものとして活用していくために、徳島県版「食事バランスガイド」として作成されたものです。「とくしま食事バランスガイド」は、徳島県民の食生活の問題点を明らかにし、県民が気軽に実践できるものとして、1日に「何を」「どれだけ」食べたらよいかという「食事」の基本を身に付けてもらうためにわかりやすくイラストで示されたものです。

●徳島新未来創生総合計画

令和6年度から令和10年度までの5年間を計画期間とした徳島県政運営指針であり、「基本構想編」と「基本計画編」の二層構造としています。「基本構想編」は10年先を見据え、徳島県が目指すべきビジョンとして「『未来に引き継げる徳島』の実現」を掲げ、「ずっと居りたい」「いつも帰りたい」「みんな行きたい」徳島県を目指すこととしており、「基本計画編」では、今後5年間で取り組む重点施策を17項目の「戦略」、75項目の「戦術」、数値目標となる93項目の「KPI（重要業績評価指標）」で明らかにしています。

●とくしま野菜週間

8月31日「野菜の日」（食料品流通改善協会や全国青果物商業協同組合連合会等が昭和58年に制定）を含む1週間（日～土）を平成24年度、「とくしま野菜週間」として県独自に制定しました。

●**特別栽培**

その農産物が生産された地域の慣行レベルに比べて節減対象農薬の使用回数が50%以下、化学肥料の窒素成分量が50%以下で栽培される栽培方法です。

●**日本型食生活**

日本の気候風土に適した米を中心に水産物、畜産物、野菜等多様な副食から構成され、栄養バランスが優れた食生活のこと。

●**フレイル**

加齢に伴い心身の機能が低下した状態。

●**ライフスタイル**

生活様式のこと、衣食住などの日常の暮らしから、娯楽、職業、居住地の選択、社会の関わり方まで含む広い意味での生き方をあらわします。

●**ライフステージ**

人の一生を乳児期、幼児期、学童期、青年期、壮年期、高齢期などと分けた各段階です。

●**リスクコミュニケーション**

リスク対象及びそれへの対応について、関係者が情報・意見を交換し、その過程で関係者間の相互理解を深め、信頼を構築する活動のことです。

参 考 資 料

食育基本法（平成十七年法律第六十三号）

目次

前文

第一章 総則（第一条―第十五条）

第二章 食育推進基本計画等（第十六条―第十八条の二）

第三章 基本的施策（第十九条―第二十五条の二）

第四章 食育推進会議等（第二十六条―第三十三条）

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、働き方が多様化し、世帯構成が変化する等社会経済情勢がめまぐるしく変化し、消費者と生産者との関係が希薄化するとともに、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向、まだ食べることができる食品の廃棄などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保や良質な食料の安定的な確保の面からも、自ら「食」の在り方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人から育まれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生と対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上その他の食料安全保障の確保に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、「食」に関する体験活動等を通じて自然の恩恵や農林漁業者をはじめとする「食」に関わる人々の様々な活

動への感謝の念や理解を深め、豊かな人間性を育みつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全で充実した食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、職場、地域等を中心に、「食」に関わる知識又は経験を有する人材を育成し及び活用し、国民運動として、食育の推進に自ら進んで取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。また、食育の推進に関する取組は、食育をより実効的なものとするため不断の努力を積み重ね、国民運動として、あまねく全国において、あらゆる世代の人々に対し十分に展開することが求められている。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体、国民、民間団体等の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むとともに、食料安全保障の確保にも資する食育を推進することが緊要な課題となっていることに鑑み、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成）

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

（食に関する感謝の念と理解）

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、農林漁業者をはじめとする食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

（食育推進運動の展開）

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得ながら、その連携を図るとともに、文化、観光、環境、スポーツその他の各関連分野における施策との有機的な連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

（子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割）

第五条 食育は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）その他の関係法律による施策と相まって、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

（食に関する体験活動と食育推進活動の実践）

第六条 食育は、広く国民が、年齢等にかかわらず、家庭、学校、保育所、職場、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深め、これを食生活の改善や食料の持続的な供給に資する物の選択に努める等の健全な食生活を送ること等に資する行動に結び付けることができる能力を育むことを旨として、行われなければならない。

（伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料安全保障の確保への貢献）

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況並びに食料の合理的な価格の形成について国民がその発達段階に応じた適切な方法により理解を深めることができるようにするとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上その他の食料安全保障の確保に資するよう、推進されなければならない。

（食品の安全性の確保等における食育の役割）

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

（国の責務）

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国の関係行政機関は、食育の推進に関する施策が円滑かつ確実に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

（地方公共団体の責務）

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、教育等（教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健をいう。次条第一項において同じ。）、農林漁業その他の食育に関する業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保しながら、その地方公共団体の区域の特性を生か

した自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（教育関係者等及び農林漁業者等の責務）

第十一条 教育等に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

（食品関連事業者等の責務）

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

（国民の責務）

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

（関係者相互の連携及び協働）

第十三条の二 国、地方公共団体、教育関係者等、農林漁業者等及び食品関連事業者等は、基本理念の実現を図るため、食育の推進に関し、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

（食育推進基本計画）

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

二 食育の推進の目標に関する事項

三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項（第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告を受けた農林水産大臣は、少なくとも毎年一回、第二項第二号の目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

5 食育推進会議は、食育に関する状況の変化を勘案し、及び食育の推進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、食育推進基本計画を変更するものとする。

6 第三項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県食育推進計画）

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

（市町村食育推進計画）

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

（都道府県及び市町村に対する情報の提供等）

第十八条の二 国は、都道府県食育推進計画及び市町村食育推進計画の作成及び実施の推進に資するため、食育の推進に関する取組の状況についての調査並びに情報の収集、整理、分析及び提供、助言その他の必要な援助を行うよう努めるものとする。

第三章 基本的施策

（家庭における食育の推進）

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室、農林漁業に関する体験の場その他の食についての

望ましい習慣等を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

（学校、保育所等における食育の推進）

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、学校における食育の中核的な役割を果たす栄養教諭その他の食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農林漁業に関する体験活動その他の農林漁業教育（食を支える農林漁業及びその関連産業についての理解と関心を深めるための教育をいう。）及び教育の一環として行われる食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の農林漁業教育等を通じた子どもの食に関する理解の促進等の施策を講ずるに当たっては、農林漁業者その他の教職員以外の人材の活用等を図るものとする。

（成年に達した者の健全な食生活の実現に資する取組の推進）

第二十条の二 国及び地方公共団体は、成年に達した者の健全な食生活の実現に資するよう、大学等の学生に対する食生活の改善のための啓発活動その他の活動に対する支援、事業者がその雇用する者の健康に配慮して行う食育の推進に関する活動に対する支援、食育の推進に関する活動を行う事業者等の連携及び協働を促進するための体制の整備等必要な施策を講ずるものとする。

（地域における食生活の改善のための取組の推進）

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

（健全な食生活を実践する意欲の増進のための取組の推進）

第二十一条の二 国及び地方公共団体は、広く国民が、年齢等にかかわらず、健全な食生活を実践する意欲を高めることができるよう、国民が自らの栄養、食

習慣等に関する食生活の状況を把握し及び改善するための取組への支援その他の食生活の改善のための取組への支援等必要な施策を講ずるものとする。

（食育推進運動の展開）

第二十二條 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図り、文化、観光、環境、スポーツその他の各関連分野の事業者又はその組織する団体その他の関係者とも協働しながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動について、ボランティアをはじめとするこれらの活動に携わる者が果たしている役割の重要性に鑑み、これらの者との連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

（生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等）

第二十三條 国及び地方公共団体は、食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）第十四条に定める消費者の役割を踏まえ、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

（食文化の継承のための活動への支援等）

第二十四條 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進）

第二十五條 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活

に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

（食育の推進に必要な体制の充実のための人材の育成等）

第二十五條の二 国及び地方公共団体は、食育の推進に必要な体制の充実が図られるよう、食育の推進に関する活動を行う人材の育成及び確保、食育の推進に関する活動を行う者に対する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

（食育推進会議の設置及び所掌事務）

第二十六條 農林水産省に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

（組織）

第二十七條 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以上をもって組織する。

（会長）

第二十八條 会長は、農林水産大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（委員）

第二十九條 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 農林水産大臣以外の国務大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者

二 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する者

2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

（委員の任期）

第三十條 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

（政令への委任）

第三十一條 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（都道府県食育推進会議）

第三十二條 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

（市町村食育推進会議）

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二十一年六月五日法律第四九号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日から施行する。

附 則 （平成二七年九月一日法律第六六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

（食育基本法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に第二十五条の規定による改正前の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれている食育推進会議は、第二十五条の規定による改正後の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれる食育推進会議となり、同一性をもって存続するものとする。

（政令への委任） 第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

食育に関する情報をお寄せください
<https://www.our.pref.tokushima.jp/syokuiku/>

徳島県農林水産部 生産流通課
〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
TEL 088-621-2407 FAX 088-621-2856